

更新申請のお知らせ

介護支援専門員証の有効期間の更新について

介護支援専門員証には5年間の有効期間が設定されています。

そのため、今後も介護支援専門員として業務に従事するためには、法定研修を修了し介護支援専門員証の有効期間の更新申請をすることが必要です。

なお、有効期間満了日を過ぎると更新の申請はできません。ご自身の介護支援専門員証の有効期間満了日をご確認のうえ、**研修修了後は速やかに申請してください。**

(申請時期によって有効期間が変わることはありません。)

また、有効期間が満了しているにも関わらず、介護支援専門員の業務を行っていた場合には、介護保険法第69条の39第3項第3号の規定により登録消除の対象になります。

【更新申請に必要な書類】

- ①介護支援専門員証有効期間更新申請書(様式第8号)
- ②写真(縦3cm×横2.4cm)1枚 ※裏面に氏名・登録番号を記入。サイズ厳守。
- ③介護支援専門員証の原本
- ④更新研修56時間又は専門研修Ⅰの修了証明書の写し及び更新研修32時間又は専門研修Ⅱの修了証明書の写し
(実務従事者又は実務経験者として2回目以降の更新申請の場合は、更新研修32時間又は専門研修Ⅱの修了証明書の写しのみ)
- ⑤茨城県収入証紙 3,000円 ※収入印紙ではありません。申請書に貼付。

【留意事項】

- 1 更新手続きに伴い、③の介護支援専門員証は当課あてに返納していただきますので、業務で使用する場合は、更新手続きが完了するまでの間、控えとして写しをとっておいてください。
- 2 前回の専門員証交付時から、氏名・住所に変更があった場合は、介護支援専門員登録名簿の登録内容の変更をする必要がありますので、様式3号(介護支援専門員登録事項変更届書)を併せて、送付願います。(様式3号については県ホームページからダウンロードをしてください。)
- 3 介護支援専門員の登録年月日は、介護支援専門員実務研修を修了して、茨城県介護支援専門員登録名簿に登録がされた年月日です。(県が登録時に介護支援専門員番号を通知した文書をご確認ください。)

【提出先】

〒310-8555 水戸市笠原町978-6

茨城県 保健福祉部 健康・地域ケア推進課

TEL: 029-301-3334 (直通番号) FAX: 029-301-3318

- ・申請書を送付する際は、簡易書留で送付願います。
- ・申請書提出後、概ね1~2ヶ月で新しい専門員証を簡易書留にて郵送いたします。
2ヶ月経過後もお手元に届かない場合は、お手数でも健康・地域ケア推進課までご連絡願います。